

第33回社会保障審議会 児童部会	資料3-3
平成22年2月17日	

児童虐待防止のための親権制度研究会報告書

平成22年1月

児童虐待防止のための親権制度研究会報告書

目次

序論	1
1 検討の経緯等	1
(1) 児童虐待防止法の成立等	1
(2) 本研究会の開催の経緯等	1
(3) 本研究会における調査研究の在り方	3
2 親権に係る制度について検討するに当たっての一般的な視点	4
3 当研究会における具体的な検討方針	5
4 本報告書の構成	7
第1 親権を必要に応じて適切に制限するための手当て	8
1 問題の所在等	8
2 親権を一時的に制限する制度	9
(1) 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度を設けること について	9
(2) 親権の一時的制限制度の活用が想定される事案	10
(3) 親権の一時的制限制度を設ける場合の期間の定め方	11
(4) 親権の一時的制限及び親権喪失の原因	13
ア 検討の指針	13
イ 親権を一時的に制限し、又は親権を喪失させるために必要な要素	13
ウ 親権を制限すべき必要性が消滅すると見込まれる時期	14
エ 親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素	14
(5) 親権の一時的制限及び親権喪失の申立人	17
3 親権を部分的に制限する制度	18
(1) 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的 に制限する制度	18
ア 施設入所又は里親等委託の場合	18
イ 一時保護の場合	23
(2) 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度	29
ア 検討の必要性及び検討の対象等	29
イ 制度の必要性に関する一般的検討	30
ウ 制度の必要性に関するあり得べき制度設計等を踏まえた検討	32

第2	親権を行う者がいない子を適切に監護等するための手当て	39
1	問題の所在等	39
2	法人による未成年後見	40
(1)	現状とその問題点等	40
(2)	今後の検討課題等	40
3	里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がないときの取扱い	41
(1)	現状とその問題点等	41
(2)	今後の検討課題等	41
4	施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等 がないときの取扱い	42
(1)	現状とその問題点等	42
(2)	今後の検討課題等	43
ア	制度創設の相当性等	43
イ	具体的制度設計	44
第3	児童虐待防止のための親権制度の見直しに関するその他の論点	45
1	接近禁止命令の在り方	45
(1)	問題の所在等	45
ア	平成19年改正の概要	45
イ	検討課題等	46
(2)	検討	47
ア	命令の主体	47
イ	対象の拡大	48
ウ	小括	50
2	保護者に対する指導の実効性を高めるための方策	50
(1)	問題の所在等	50
(2)	保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方	51
ア	家庭裁判所の関与の在り方に関する意見	51
イ	検討	53
(3)	現行制度の下における実務上・運用上の工夫等	57
3	懲戒権及び懲戒場に関する規定の在り方	58
(1)	問題の所在等	58
(2)	検討	58
	おわりに	59

序論

1 検討の経緯等

(1) 児童虐待防止法の成立等

親などの保護者による虐待によって児童^{*1}が死傷する事件が多発するなど、児童虐待が深刻な社会問題となってきたことを背景に、平成12年5月、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が成立した。同法は、児童虐待の定義、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務並びに児童虐待を受けた児童の保護のための措置等について定めるものであり、児童の福祉に関する総合的基本法である児童福祉法（昭和22年法律第164号）とともに児童虐待の防止のための制度を構成している。

その後、平成16年4月に、児童虐待防止法の一部改正により、児童虐待の定義の見直し、児童虐待の通告義務の範囲の拡大等が行われ、同年11月には、児童福祉法の一部改正により、市町村の役割の明確化、要保護児童対策地域協議会の法定化、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し等が行われた。

さらに、平成19年6月には、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号。以下「平成19年改正法」という。）により、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が行われた。

(2) 本研究会の開催の経緯等

平成19年改正法附則第2条第1項においては、「政府は、この法律の施行後

*1 本報告書では、「児童」、「子」及び「未成年者」の語を必ずしも厳密に使い分けることはしないが、主に児童福祉法又は児童虐待防止法が問題となる文脈においては「児童」の語を、主に民法の親権制度が問題となる文脈においては「子」の語を、主に民法の後見制度が問題となる文脈においては「未成年者」の語をそれぞれ使用する。

3年以内^{*2}に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされた。このように、政府において親権に係る制度の見直しについて検討が行われるべきものとされたことから、その検討の一環として、平成21年5月、法務省の委託により、本研究会^{*3}が組織され、調査研究が開始された。

本研究会においては、同年6月から12月までの間に全9回の会議を開催し、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討を行った。具体的な経緯としては、第1回会議において、関係省等から、児童福祉法及び児童虐待防止法の近時の改正経過、平成19年の法改正時の親権に係る制度に関連する論点の議論状況並びに児童虐待に係る現状や制度の運用状況等の紹介がされた後に、児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する児童相談所等の現場の要望や本研究会で議論すべき論点等についてフリーディスカッションが行われた。その後、第2回及び第3回会議において、施設入所等の措置と親権との関係、親権の一時・一部停止制度、児童虐待事案における司法関与の在り方というテーマごとにフリーディスカッションが行われ、本研究会で議論・検討すべき主な論点が選択された。その上で、第4回会議以降は、論点ごとに議論が進められ、その結果として、本報告書の取りまと

*2 平成19年改正法の施行日は、平成20年4月1日である（同法附則第1条）。

*3 研究会の名称は、第1回会議において「児童虐待防止のための親権制度研究会」とされた。

めに至ったものである^{*4*5}。

(3) 本研究会における調査研究の在り方

児童虐待が社会問題として注目を集めるようになって久しい^{*6}が、この間、児童虐待の問題が民法（明治29年法律第89号）の問題として正面から取り上げられ、それに対応するために同法が具体的な改正作業の対象とされたことはない^{*7}。そのような中で平成19年改正法附則第2条第1項が設けられた趣旨を踏まえ、児童虐待の問題に対応するために民法の親権に係る制度の見直しについて検討が行われる意義は大きいものと考えられる。また、親権に係る制度については、民事基本法である民法において主に規定されている一方、児童福祉法及び児童虐待防止法にも、親権に係る規定が設けられているが、民法と児童福祉法及び児童虐待防止法とは、必ずしも有機的に関連しておらず、その結果、児童相談所をはじめとする行政における権限行使と司法手続との連携が必ずしも効果的に図られ

*4 本研究会又は法務省にあてて送付等された児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関連する以下の意見書は、本研究会の会議で席上配布され、議論・検討の参考とされた（なお、団体名は五十音順に記載。）。

①財団法人全国里親会「里親を巡る親権問題の事例と里親の要望」、②社団法人日本社会福祉士会「親権のあり方について」、③特別非営利活動法人里親子支援のアン基金プロジェクト「親権の一部、一時停止に関する要望書」、④日本子ども虐待防止学会「児童虐待をめぐる親権制度の見直しについての意見書」、⑤日本弁護士連合会「児童虐待防止のための親権制度見直しに関する意見書」

*5 各回の会議で用いられた主な資料及び議事要旨は、本研究会の組織、運営等を委託された株式会社商事法務のウェブサイト（<http://www.shojihomu.co.jp/shinken.html>）に掲載されている。

*6 厚生省（当時）が被虐待児童を含む要保護児童全体の相談対応件数とは別に児童虐待に関する相談対応件数について統計をとり始めたのは平成2年であり、その推移は添付資料2頁「児童虐待相談対応件数の推移」のとおりである。

なお、平成20年度の全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は4万2664件である。

*7 もとより、児童虐待防止法制定及びその改正作業の過程においては、親権に係る制度の問題点が種々指摘されてきたところである。

ていないとの指摘がされているところである。

そこで、本研究会においては、民法、児童福祉法及び児童虐待防止法の全体を通じて、親権に係る制度について総合的に問題点を整理し、児童虐待の防止等を図るなどの観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行うこととした。

2 親権に係る制度について検討するに当たっての一般的な視点

民法は、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定し、親権に義務的側面があることを明らかにした上で、親権の濫用等を親権喪失の原因としている（同法第834条）。また、児童虐待防止法は、第4条第6項において、「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。」と規定し、第14条第1項において、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。」と規定し、同条第2項において、「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定している。

このように、親権は子の利益のために行われなければならないものであり、児童虐待が親権によって正当化されないことは、法律上明らかにされており、社会的にも広く理解されるようになってきたところであろう。本研究会においても、親権が子の利益のために行われなければならないものであり、児童虐待はもちろんのこと、子の利益を害する親権の行使が許されないことを議論・検討に当たっての重要な指針とした^{*8}。

なお、民法においても、親権の義務的側面や親権行使における視点をより明確に規定すべきとの意見もある。この点については、民事基本法である民法の性格や法

*8 児童虐待防止法第1条は、同法の目的として児童の権利利益の擁護を掲げ、平成19年改正法附則第2条第1項も、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討すべきことを規定している。

体系全体の在り方等も踏まえつつ、更に検討が進められることが期待される場所であるが、いずれにせよ、親権が子の利益のために行われなければならないものであることなどが、本研究会における議論・検討のみならず、今後の議論・検討及び制度の運用に当たっても、当然の前提とされなければならないことはいうまでもない。

3 当研究会における具体的な検討方針

児童虐待や親権者による親権の不適切な行使により、子の利益が現に害され、又は害されるおそれ大きいにもかかわらず、現在の制度では対応に苦慮する場合として指摘されている事案の主なものは、差し当たり、下記AからIまでのとおり整理することができるように思われる⁹。親権に係る制度の見直しについては、このような事案に適切に対応することができるように手当てを行うことが求められていると考えられる。以下では、そのような観点から、これまで指摘されてきた立法課題（当研究会の進行の過程で指摘されたものを含む。）について、その問題点を整理するとともに、可能な限り、今後の検討作業における議論の方向性についての当研究会の考え方を示すこととした。

記

A 親権者による児童虐待があるため、祖父母その他の子の親族が子を養育するのが相当であるが、親権者がそのことに納得せず、親権を喪失させるのもちゅうちよされるような事案。

*9 各事案は、以下「事案A」「事案B」などという。

- B 施設入所^{*10}中，里親等委託^{*11}中又は一時保護^{*12}中の児童の監護教育に関する事項について，当該児童の親権者が不当な主張をするため，児童福祉施設の長（以下「施設長」という。），里親等又は児童相談所長が児童の福祉のために必要であると考え措置を行うのに支障が生じるような事案^{*13}。
- C 親権者がその精神上的の障害等により子を適切に養育することが著しく困難であるが，それが親権の濫用又は著しい不行跡という現行の親権喪失の原因に該当するとは必ずしもいえないような事案。
- D 親権者がその親権（懲戒権）を口実に児童虐待を正当化するなどし，児童相談所の児童福祉司等による指導を受けたり，養育態度を改善したりしようとする姿勢が見られないが，親権を喪失させるのはちゅうちょされるような事案。

*10 児童福祉法第27条第1項第3号により，児童を児童養護施設その他の同号に掲げる施設に入所させること（同法第28条第1項又は第2項による家庭裁判所の承認を得て行う場合を含む。）。

*11 児童福祉法第27条第1項第3号により，児童を小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託すること（同法第28条第1項又は第2項による家庭裁判所の承認を得て行う場合を含む。）。施設入所と併せて「施設入所等」ということがある。

*12 児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合等に，児童相談所内の一時保護所等に，当該児童を一時的に保護すること（児童福祉法第33条）。

なお，児童虐待の事案において児童福祉法に基づき親子分離をする方法としては施設入所等の措置及び一時保護がある（添付資料5頁「児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順」も参照。）。

*13 具体的には，親権者が，①医療に関し，日常的な投薬（ステロイド剤や精神科薬の使用等），予防接種，入通院，治療，手術等を拒否するもの，②教育に関し，高校受験を認めないもの，無断で学校に退学届を提出するもの，特別支援学校への通学を認めないもの，③児童の面会交流に関し，児童の福祉を害するなど特段の事情もないのに，親権を有しない親や祖父母等と児童との面会交流を認めないもの，などが指摘されている。

E 医療ネグレクトの事案^{*14}。

F 施設入所中、里親等委託中又は一時保護中の児童が、自らアルバイトで稼いだお金などで自らの名義で携帯電話の利用契約を締結しようとするが、親権者がこれに同意しないため、契約の締結をすることができないような事案。

G 年長の未成年者が、児童養護施設等から退所した後などに、事実上親権者から自立して、アパートを借りたり、就職したりしようとするが、親権者がこれらに同意しないため、契約の締結等を行うことができないような事案。

H 年長の未成年者が、児童養護施設等から退所した後などに、事実上親権者から自立しているような場合に、親権者が、子につきまったり、その周囲をはいかいたりする事案。

I 親権者について親権喪失の原因があるが、親権を喪失させた後に、未成年後見人を引き受けてくれる者を確保することができないので、親権喪失宣告の申立て自体がちゅうちょされる事案。

4 本報告書の構成

本研究会で議論・検討した論点を整理するに当たっては、第1に、児童を適切に保護するなどの観点から、親権喪失制度の見直しも含め、親権を必要に応じて適切に制限するための手当てに関する点（親権を一時的に制限する制度及び親権を部分的に制限する制度）を取り上げ、第2に、親権を制限された者の子等に安定した養育監護のための環境を与えるなどの観点から、親権を行う者がいない子を適切に監護等するための手当てに関する点（法人による未成年後見、里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がいないときの取扱い並びに施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいないときの取扱い）を取り上げている。

さらに、第3に、児童虐待防止のための親権制度の見直しに関するその他の論点（接近禁止命令の在り方、保護者に対する指導の実効性を高めるための方策並びに

*14 未成年者が手術や治療を必要としている場合、医療機関がその未成年者に対し医療行為を行うには、通常、親権者の同意が必要とされるが、親権者が正当な理由もなくその同意を拒否して放置することにより、未成年者の生命・身体が危険にさらされるような事案をいう。

懲戒権及び懲戒場に関する規定の在り方) を取り上げている。

第1 親権を必要に応じて適切に制限するための手当て

1 問題の所在等

現行制度の下での親権制限に関しては、親権喪失制度について、その効果が期限を設けずに親権全部を喪失させるものであること（いわばオール・オア・ナッシングの制度であること）や、その要件である親権喪失の原因が親権の濫用又は著しい不行跡という親権者に対する非難を含むものであることから、現実に活用しにくいものとなっているとの指摘がされている（事案A, C, D, E, F及びG参照）。

また、施設入所中、里親等委託中の児童について児童福祉法第47条第2項^{*15}による施設長、里親等の権限と親権者の親権との関係が必ずしも明確となっておらず、また一時保護中の児童について児童相談所長の権限を定めた明文の規定がないことなどから、施設入所中、里親等委託中及び一時保護中のいずれの場合においても、子の利益を害するような不当な主張をする親権者への対応に苦慮するとの問題が指摘されている（事案B及びF参照）。

これらの指摘は、それぞれその対象とする制度こそ異なるものの、いずれも子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であるという点で共通するものということができる。

また、親権制限については、民法、児童福祉法及び児童虐待防止法が関係しているが、民法と児童福祉法及び児童虐待防止法とが必ずしも有機的に関連していないとの指摘がされていることは前述したとおりである。

そこで、第1は、親権を必要に応じて適切に制限するため、親権を一時的・部分的に制限する制度を新たに設けることや親権喪失制度を改正することについて、検討するものである。ここでは、上記のような指摘等を踏まえ、現実の必要に応じて

*15 同項は、「児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。」と規定する。

適切に親権を制限することができるようにするために、上記各法律の全体を通じて、どのような制度設計をするのが相当か、すなわち、現在ある制度をどのように改正し、又はどのような制度を新たに設けるのが実効的かといった観点から検討を行うこととした。

2 親権を一時的に制限する制度

(1) 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度を設けることについて

現行の親権喪失制度について指摘されている問題点は前述したとおりであるが、より具体的には、同制度が期限を設けずに親権を喪失させるものであることから、その効果が大きく、申立てや宣告がちゅうちょされるといふ点と、親権喪失宣告後の親子の再統合に支障を来すという点を指摘することができる。

現行の親権喪失制度においても、喪失の原因が消滅したときに、本人等の請求によって、家庭裁判所が喪失の宣告の取消しをすることができるものとされている。そのため、宣告の取消しの制度を柔軟に運用することにより、実質的に「親権の一時停止」として活用することも可能なはずであり、そのような指摘は、従前もされてきたところである¹⁶。

また、児童虐待防止法第15条は、「民法（明治29年法律第89号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。」と規定しており、親権喪失制度は、法律上も、必要に応じて適切に活用されるようになることが期待されてきた。

しかしながら、現実には、前述のような問題点があることなどから、親権喪失制度が必ずしも適切に活用されていない状況にあるものと考えられる。

そこで、親権喪失制度について指摘されている前述のような問題点を解消し、現実の必要に応じて適切に親権を制限することができるようにするために、民法に、家庭裁判所の審判により一定の期間に限って親権を行うことができないものとする制度（以下「親権の一時的制限制度」という。）を設けることが考えられる。

*16 床谷文雄「児童虐待の法的対応」判タ1046号84頁

なお、仮に親権の一時的制限制度を設ける場合には、これを一時「停止」とするか、一時「喪失」とするかについて、検討する必要がある。

この点については、①親である以上は原則として親権者であるべきこと、②親子の再統合を目指すことが親権を一時的に制限する目的であること、③親権の一時的制限制度と親権喪失制度との差を「停止」「喪失」という表現の差で表すことにより、段階的な対応が可能となり、親に対する指導の手段として利用することが可能となることなどを理由に、「停止」とするのが相当であるとの意見があった。

もっとも、親権を行うことができないものとするという点においては、親権の一時的制限制度と親権喪失制度との間に法的効果の差はないものと思われる（現行の親権喪失制度も、喪失宣告が取り消されるまでの間、親権を行うことができないものとする制度であるということが出来る）ことなどにかんがみれば、この点は、別途、法制的な観点からの検討も必要であると考えられ、今後の検討作業にゆだねることとせざるを得ない。

(2) 親権の一時的制限制度の活用が想定される事案

仮に、親権の一時的制限制度を設けた場合には、施設入所、里親等委託又は一時保護が行われている事案においても、そうではない事案においても、同制度が活用されることが想定される。

まず、施設入所、里親等委託又は一時保護が行われている事案においては、通常は、施設長、里親等又は児童相談所長による措置権限の行使や面会通信制限、接近禁止命令等の制度によって相応の対応が可能であると考えられる^{*17}が、それ

*17 仮に、後記3(1)のとおり、施設長、里親等又は児童相談所長による措置が親権者の親権に優先することを明示する枠組みによって、親権者の親権を部分的に制限する制度を設けた場合には、当該措置権限の行使によって、より適切に対応しやすくなると考えられる。

らによっても対応が困難な場合等、特に必要があるとき^{*18}に、民法上の親権制限の制度が利用されると考えられる。親権の一時的制限制度を設けると、このような場合に、親権喪失の制度のほか、事案に応じて親権の一時的制限制度が活用されるようになるものと想定される^{*19}。

また、児童相談所が関与しない場合や一時保護を解除する場合等で、一定の期間に限って親権者の親権を制限し、他の親族等がこれに代わって権限を行使するのが適当な事案等においても活用されることも想定される^{*20}。

(3) 親権の一時的制限制度を設ける場合の期間の定め方

仮に、親権の一時的制限制度を設ける場合には、その期間の定め方について、

*18 具体的には、事案B及びFのように、①施設長、里親等又は児童相談所長において児童の財産を管理する必要がある事案、②施設長、里親等又は児童相談所長において個別の法令等により児童の法定代理人の権限とされている行為をする必要があるような事案（*35 参照）、③親権者が強硬に不当な主張を繰り返すなど、施設長、里親等又は児童相談所長と親権者との間に強い対立が生じているような事案等が想定される。

なお、①については、ごく僅少の財産（例えば児童本人が通常のアパートで稼いだお金など）であれば、施設長、里親等又は児童相談所長の監護、教育又は懲戒に関する権限により、その管理を行うことができるかと解釈する余地があるのではないかと指摘もあった。いずれにせよ、民法上の親権制限の制度を利用し、施設長など親以外の第三者が権限を行使するものとするれば、上記権限の範囲に含まれるかどうかという疑義を解消することができると考えられる。

*19 仮に、後記3(1)のとおり、施設長、里親等又は児童相談所長による措置が親権に優先することを明示するものとした場合に、*18 ③のような事案については、民法上の親権制限をする法律上の利益がないのではないかと疑問も生じないではない。しかしながら、3(1)の枠組みは、飽くまでも施設長等による措置との関係において親権を制限するものにすぎないから、民法上の親権制限をし、私法上一般に親権を行うことができないものとする法律上の利益はあるものと考えられる。現実的にも、③のような事案においては、3(1)の枠組みによる限度に止まらず、民法上、親権自体を制限する必要性があるということが出来る。

*20 具体的には、事案A、C、D、E及びGのような事案が想定される。

検討する必要がある。

この点については、その期間を法律で一律に定める方法と、家庭裁判所において適当と考えられる期間を事案に応じて個別に決める方法とが考えられる（後者の方法によるとしても、一時的な制限であるという性質にかんがみ、法律上、期間の上限を定めておくのが相当であると考えられる。）。

前者に比べ、後者の方が事案に応じた対応が可能であるということが出来るが、家庭裁判所が、審判の時点において、個別の事案ごとに親権を制限すべき期間を適切に判断するのは、一般的には困難であると考えられる。他方で、例えば、医療ネグレクトの事案で親権を一時的に制限して医療行為を行おうとする場合において、医療行為を行いさえすれば短期間のうちに当該傷病が完治することが見込まれるときなど、審判の時点において、法定の期間が経過するまで親権を制限し続ける必要性がないものと判断される事案もあると考えられるので、事案によっては²¹、家庭裁判所が、審判の時点において、個別に期間を決めることができるようにする方がよいように思われる。

なお、いずれの方法によるとしても、期間途中における審判の取消し²²や期間経過後も引き続き親権を制限するように求める再度の申立て²³により、事案に応じた適切な対応が図られることが期待される。

また、仮に、親権の一時的制限制度を設ける場合には、親権制限の期間やその上限を具体的にどの程度の長さにするかを検討する必要がある。この点につい

*21 施設入所等の措置がとられている児童の親権者の親権を一時的に制限する場合には、措置の期限と親権制限の期限を同時にするように親権制限の期間を決めるということも考えられる。

なお、家庭裁判所の承認による施設入所等の措置の期間は当該措置を開始した日から2年を超えてはならず、当該期間を更新するには改めて家庭裁判所の承認を得なければならないものとされている（児童福祉法第28条第2項）。

*22 期間の定め方について、いずれの方法を採用するかにかかわらず、現行の親権喪失制度と同様、別途、審判の取消しの制度を設ける必要があると考えられる。

*23 制度設計としては、再度の申立てとする方法のほかに、親権制限の期間の更新を求める申立てとする方法も考えられる。

ては、期間を短く設定しすぎると申立てと審判とを頻繁に繰り返すこととなり支障が生じると思われる一方、長く設定しすぎると期間を限る趣旨を没却することとなると思われるところであり、今後更に検討が進められる必要がある。

(4) 親権の一時的制限及び親権喪失の原因

ア 検討の指針

仮に、親権の一時的制限制度を設ける場合には、その原因の定め方について、検討する必要があるが、この点については、親権喪失の原因の定め方と併せて検討する必要がある。

イ 親権を一時的に制限し、又は親権を喪失させるために必要な要素

親権の一時的制限及び親権喪失の原因の定め方に関しては、現行の親権喪失の原因が親権の濫用又は著しい不行跡とされていることについて、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、その後の親子の再統合や親に対する指導の支障になることがある、親権者に精神上的障害があるような事案において、子の利益の観点からは親権を制限すべき場合があるが、それが上記原因に該当するとは必ずしもいえないなどとして、子の利益の観点から親権喪失の原因を見直すべきとの意見がある（事案C参照）。

この点については、家庭裁判所の実務においても、親権喪失の判断に当たっては、子の利益が害されている程度が当然に考慮されていることなどからすれば、現行法のように親権者の行為等の観点からのみ親権制限の原因を規定するのではなく、基本的には、子の利益の観点から親権制限の原因を規定すべきであり^{*24}、子の利益が害されている程度（①）を親権の一時的制限及び親権喪失の原因として考慮する要素とし、害されている程度が一定の程度に達した場

*24 子の利益の観点から親権制限の原因を規定することにより、親権が子の利益のために行われなければならないということが、間接的ではあるが、法文上明らかになると思われる（なお、序論2参照）。

*25 児童の福祉又は子の利益の観点から要件を規定するものとして、例えば、児童福祉法第28条第1項、児童虐待防止法第11条第5項、民法第817条の7、同法第817条の10第1項第1号などがある。